

[事案 2022-232] 損害賠償請求

・令和5年7月20日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和2年9月に乗合代理店を通じて契約した米ドル建終身保険について、個人年金保険料控除が受けられる保険を希望していたにもかかわらず、同控除が受けられる保険ではなく、募集人からはその説明がなかった。個人年金保険料控除が受けられないのであれば契約していなかったのでは、違約金等を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人は、初回面談の際に自身で既に本商品を検討されており、また学資保険の満期金を利用した全期前納を希望されたため、募集人からも本商品が申立人のご意向に沿ったものであると考え提案した。仮に、申立人から個人年金保険料控除の利用を希望していることを聞いていれば、募集人は別の商品を提案した。
- (2)生命保険料控除については、募集人は契約手続の際に契約締結前交付書面を用いて一般的な説明をしている。特に申立人に対しては、全期前納の意向を伺った際、契約した1年だけでなく10年にわたり控除を利用できることを伝えた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。